平成２４年（フ）第３８３号
神奈川県厚木市三田南３丁目３番４号　第２里美荘201
債務者　福島　吉二
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０５号
新潟市西区五十嵐３の町北１番９号、前住所新潟市西区四ツ郷屋2148番地
債務者　乙川　智子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
山口県宇部市大字中山1136番地10
債務者　柴田　未希
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６６号
香川県東かがわ市白鳥742番地１　レジデンスオリーブＤ棟205号室
債務者　明神　雅典
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０２号
香川県さぬき市津田町津田1153番地２　小川マンション103号、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字井戸326番地１
債務者　森　　利幸
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市岩月寺沢44番地　面瀬中学校住宅10号棟５号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市松崎片浜106番地306
債務者　木村　　学
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第６０号
三重県名張市赤目町丈六240番地１　赤目ハイツＡ102号
債務者　藤井　紫乃（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１３２号
滋賀県近江八幡市白鳥町38番地１―207号、前住所滋賀県近江八幡市西庄町2614番地２
債務者　外村　照美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１５３号
奈良県生駒市壱分町1387番地８
債務者　田中　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６７号
奈良県大和郡山市九条町237番地２　アーバンライフ424号
債務者　黒﨑　直哉
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０９号
広島市安佐南区沼田町伴6755番地８　ブルックサイド101号、住民票上の住所広島市中区橋本町３番２号
債務者　和田　政彦
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９０号
広島市安佐南区西原８丁目11番17―403号
債務者　大空　勝明
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
山口県長門市東深川2562番地３　フジミツ寮
債務者　岡村　勝也
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第９２号
山口県下関市垢田町５丁目７番26号　ハピネスあかだ201号
債務者　成川　真澄
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
山口県下関市垢田町３丁目８番７号
債務者　成川　眞砂
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
山口県下関市垢田町３丁目８番７号
債務者　成川　正代
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
徳島県徳島市入田町春日176番地の２
債務者　森　　成子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　徳島地方裁判所民事部